

お客様 各位

2022年1月吉日
カウンスード税理士法人
代表社員 岩松正記
代表社員 上菌 朗

中小法人・個人事業者のための事業復活支援金について

拝啓 お客様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は格別のご厚誼を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

コロナ禍にある企業の事業の継続や回復を支援する新制度で、2021年11月に閣議決定した経済対策のひとつである「事業復活支援金」（以下、本支援金といいます。）の概要が公表され、**2022年1月31日週より申請受付が開始**される予定です。

本支援金は、要件を満たす事業者様であれば、業種や所在地を問わず給付対象となりますが、給付申請にあたっては、「登録確認機関」による“事前確認”が必要となります。弊社グループは「登録確認機関」への登録を完了しておりますので、皆様が本支援金を申請する際の“事前確認”を行うことが可能です。

なお、“事前確認”は有償にて承っておりますので、必要な際は、各担当者へご連絡をお願いいたします。

また、本支援金の概要については、（別紙）をご参照のうえ、ご不明点等ございましたら弊社各担当までご連絡いただけますと幸いです。なお、要件等は、今後変更になる可能性がございますこと、予めご了承ください。

敬具

(別紙)

< 「事業復活支援金」の概要 >

申請開始日：2022年1月31日(月)の週

主な対象：

| 需要の減少による影響 | 供給の制約による影響 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少 | ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難 |
| ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少 | ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約 |
| ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人需要の減少 | ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約 |
| ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少 | <p>※新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合等は、給付要件を満たしません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例：夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合 ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合 ・要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、酒材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合 等 |
| ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行者の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少 | |
| ⑥ 顧客・取引先※が①～⑤のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの発注の減少 ※ 顧客・取引先には他社を介在した間接的な顧客・取引先を含む | |
| <p>上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類(※)の追加提出を求める場合があります。 ※書類の具体例：自治体等の要請文、他者がコロナ禍を理由として休業・時短営業等を行ったことが分かる公表文、自らの事業との関連性を示す書類(店舗写真等) 等</p> | |

要件：

- **新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少している必要があります。**

【対象月】2021年11月～2022年3月のいずれかの月
 【基準月】2018年11月～2021年3月のいずれかの月

支給上限額：

| 売上高減少率 | 個人事業者 | 法人 | | |
|--------------|-------|-----------------|--------------------|----------------|
| | | 年間売上高※ 1億円以下 | 年間売上高※ 1億円超～5億円 | 年間売上高※ 5億円超 |
| ▲50%以上 | 50万円 | 100万円 | 150万円 | 250万円 |
| ▲30%以上 50%未満 | 30万円 | 60万円 | 90万円 | 150万円 |

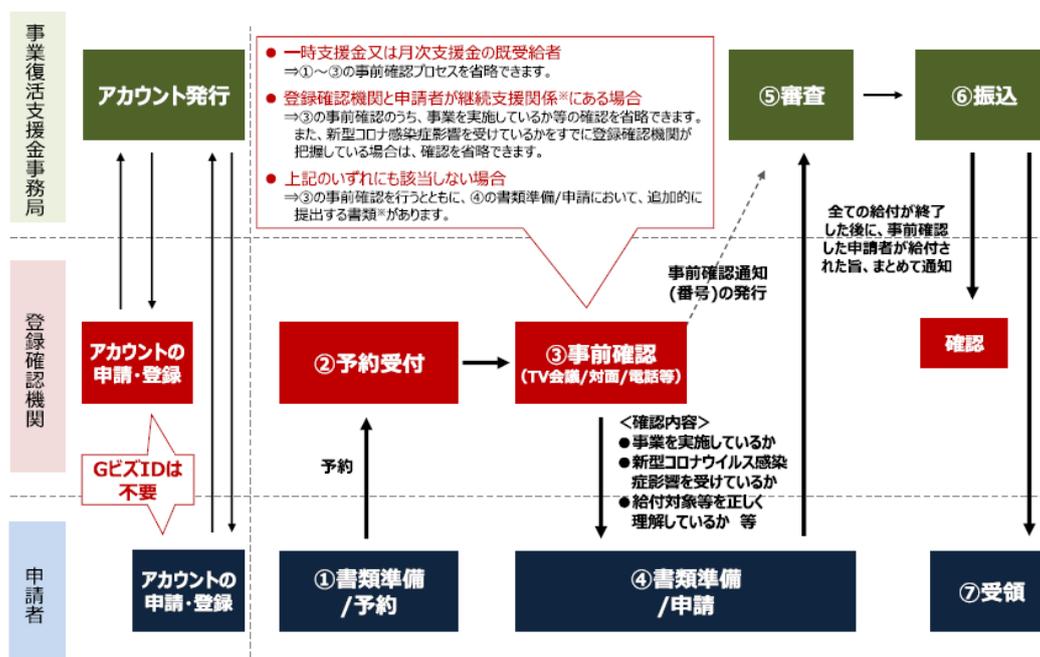
※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

<申請手続きの流れ>

オンラインで申請することができます。

通常申請の受付開始時に、事務所 HP で申請用 WEB ページ開設予定となっております。

事業復活援金事務局 HP <https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>



※ 弊社では、②予約受付 ③事前確認を行うことが可能です。

②予約受付：事業復活援金の給付申請をご検討の方は、必要書類をご用意いただき弊社担当までご連絡ください。

③事前確認：「申請 ID」とアカウント登録時の「申請者電話番号」をご教示ください。ご状況に応じて、TV 会議やお電話で事前確認を行います。確認ができた場合には、「事前確認通知番号」を事業復活援金事務局が準備するシステムより発行いたします。事前確認の結果が、事業復活支援金事務局に自動的に通知されます。（「事前確認通知番号」は申請には必要ございません）

※ 「登録確認機関」は、申請希望者が給付対象であるかの判断・確認は行いません。また、事前確認の完了をもって給付対象になるわけではありませんので、ご注意ください。給付対象に関するお問い合わせは事業復活支援金事務局の相談窓口までお問い合わせください。

* 事業復活支援金事務局 HP <https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>

お問い合わせ・相談窓口 8:30～19:00（土日、祝日含む全日対応）

0120-789-140（申請サポート会場の予約もこちらの番号から）

IP 電話等からのお問い合わせ先 03-6834-7593（通話料がかかります）

※ 主な必要書類：

| 書類 | 一時支援金・月次支援金既受給者 | 一時・月次未受給かつ登録確認機関と継続支援関係あり | 一時・月次未受給かつ登録確認機関と継続支援関係なし |
|-----------------------------|-----------------|---------------------------|---------------------------|
| 確定申告 | ○ | ○ | ○ |
| 対象月の売上台帳等 | ○ | ○ | ○ |
| 履歴事項全部証明書(法人)、本人確認書類(個人) | ○ | ○ | ○ |
| 通帳(振込先が確認できるページ) | ○ | ○ | ○ |
| 宣誓・同意書 | ○ | ○ | ○ |
| 基準月の売上台帳等 | — | — | ○ |
| 基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等 | — | — | ○ |
| 基準月の売上に係る通帳など(取引の確認ができるページ) | — | — | ○ |

※ 過去に一時支援金または月次支援金を受給している場合は、事業復活支援金の申請を行う際、原則として改めて事前確認を受ける必要はありません。作成済のアカウントを活用可能です。

※ 「登録確認機関」で行う以外の、申請フォームの記入・送信等については、申請者ご自身で行っていただきます。代行はいたしかねますこと、何卒ご賢察のほどお願い申し上げます。(事業復活支援金に関するQ&A参照)

Q5 どのように申請すれば良いのか。

A 事務局が今後設置する申請用のWEBページを公開いたしますので、同WEBページからオンラインで申請してください。なお、**ご本人様による申請が必要であり、代理申請は認めておりません**ので、ご注意ください。

※ 事前確認を、弊社で行う場合は、**有償とさせていただきます**ので、予めご了承ください。また、資料の準備や申請のサポートを行う場合、事前確認の報酬とは別に報酬をいただく場合があります。

【弊社の報酬】

事前確認 給付金額の3% (最低報酬 10,000 円) 消費税別途

以上